

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年12月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	八幡浜市	職員数* (H19. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	29.2	公営企業債現在高（百万円）	158
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.355 (H18)
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	15.7 (H18)
		経常収支比率*（%）	89.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月28日 合併前市町村： 八幡浜市 ・ 保内町]
上記市町合併と同時に簡易水道事業会計及び組織の統合を実施。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	八幡浜市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	八幡浜市長 高橋英吾
既存計画との関係	八幡浜市集中改革プラン（平成17年度～21年度）
公表の方法等	ホームページ掲載・議会への説明は、平成19年12月市議会協議会で行う
基本方針	八幡浜市簡易水道事業は、安全でかつ安定的な水の供給を図ってきたが、今後は、どの施設も維持管理及び更新が重要となっている。しかしながら、現在の簡易水道事業は料金収入も少なく、一般会計からの繰入で運営を行っているのが現状である。このため、水源の確保、施設の整備や維持管理、水質の安全管理等の公共性に万全を期しながら簡素で効率的な運営を行うため、各種必要経費の見直し、また地域協働への取り組みを目指し、簡易水道事業の安定的な運営を図る事を基本的な方針とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項 (つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			8	8
	補償金免除額			1	1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債			8,017	8,017
合 計 (A)				8,017	8,017
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				8,017	8,017

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>当簡易水道事業は、山間部中腹に点在している集落を対象としている小規模な水道事業体である。平成14年度から着手している県営中山間地域総合整備事業の営農飲雑用水で未普及地域、2簡易水道、1条例水道の統合を平成20年度末完了予定している。現在、この事業の負担金の起債が簡易水道全起債のほとんどを占めている。また、施設の老朽化等が進み水質の安全管理、送配水管の維持管理等など経費負担の増大が挙げられる。収益面においても、地域開発は望めなく給水収益は給水人口の減少等により横ばいまたは、減少の傾向で簡易水道事業は一般会計からの繰入金で運営を行っているのが現状である。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="420 678 620 734">課題 ①</td> <td data-bbox="620 678 1455 734">維持管費等の節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="420 734 1455 846">各施設は、数十年の年月が経過している。多少の改善は行ってきたが老朽化が進み維持管理費等が増えてきているのが現状である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="420 846 620 902">課題 ②</td> <td data-bbox="620 846 1455 902">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="420 902 1455 1014">各地域により、運営形態が異なり、料金設定も違っているのが最大の課題であり、これまで料金改定が行われていない。よって経営損失が補われていないので定期的な料金改定が必要である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="420 1014 620 1070">課題 ③</td> <td data-bbox="620 1014 1455 1070"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="420 1070 620 1126"></td> <td data-bbox="620 1070 1455 1126"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="420 1126 620 1182">課題 ④</td> <td data-bbox="620 1126 1455 1182"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="420 1182 620 1238"></td> <td data-bbox="620 1182 1455 1238"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="420 1238 620 1294">課題 ⑤</td> <td data-bbox="620 1238 1455 1294"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="420 1294 620 1350"></td> <td data-bbox="620 1294 1455 1350"></td> </tr> </table>	課題 ①	維持管費等の節減合理化	各施設は、数十年の年月が経過している。多少の改善は行ってきたが老朽化が進み維持管理費等が増えてきているのが現状である。		課題 ②	料金水準の適正化	各地域により、運営形態が異なり、料金設定も違っているのが最大の課題であり、これまで料金改定が行われていない。よって経営損失が補われていないので定期的な料金改定が必要である。		課題 ③				課題 ④				課題 ⑤			
課題 ①	維持管費等の節減合理化																				
各施設は、数十年の年月が経過している。多少の改善は行ってきたが老朽化が進み維持管理費等が増えてきているのが現状である。																					
課題 ②	料金水準の適正化																				
各地域により、運営形態が異なり、料金設定も違っているのが最大の課題であり、これまで料金改定が行われていない。よって経営損失が補われていないので定期的な料金改定が必要である。																					
課題 ③																					
課題 ④																					
課題 ⑤																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度									
		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	14	14	18	24	27	(31)	(35)	(36)	(46)	(37)
	(1) 営 業 収 益 (B)	2	2	4	7	11	(12)	(12)	(16)	(17)	(17)
	ア 料 金 収 入	1	1	3	6	10	(11)	(11)	(15)	(16)	(16)
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	1	1	1	1	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
	(2) 営 業 外 収 益	12	12	14	17	16	(19)	(23)	(20)	(29)	(20)
	ア 他 会 計 繰 入 金	12	12	14	17	16	(19)	(23)	(20)	(29)	(20)
	イ そ の 他										
	2 総 費 用 (D)	14	14	18	24	27	(31)	(35)	(36)	(46)	(37)
	(1) 営 業 費 用	12	12	15	21	23	(26)	(30)	(31)	(41)	(32)
ア 職 員 給 与 費	9	9	9	12	13	(13)	(14)	(15)	(23)	(14)	
ウ ち 退 職 手 当											
イ そ の 他	3	3	6	9	10	(13)	(16)	(16)	(18)	(18)	
(2) 営 業 外 費 用	2	2	3	3	4	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	
ア 支 払 利 息	2	2	3	3	4	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息						5	5	4	4	4	
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)											
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	12	62	12	45	38	(70)	(48)	(7)	(8)	(11)
	(1) 地 方 債	3	45	9	41	32	(47)	30	7	7	9
	(2) 他 会 計 補 助 金	6	6	3	4	6	(19)	(38)	(7)	(8)	(11)
	(3) 他 会 計 借 入 金						3	5	7	7	9
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	3	11								
	(6) 工 事 負 担 金						(4)	(10)			
	(7) そ の 他						1	1			
	2 資 本 的 支 出 (G)	12	62	12	45	39	(70)	(48)	(7)	(8)	(11)
	(1) 建 設 改 良 費	9	59	9	42	36	(59)	(43)	(1)	(1)	(2)
ウ ち 職 員 給 与 費						39	24				
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	3	3	3	3	3	(11)	(5)	(7)	(7)	(9)	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						3	5	7	7	9	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)						-1	1	1			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)						-1	1	1			

(単位:百万円,%)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
積立金(K)											
前年度からの繰越金(L)											
前年度繰上充用金(M)											
形式収支(J)-(K)+(L)-(M)(N)						-1	(0) 1	(0) 1			
翌年度へ繰り越すべき財源(O)											
実質収支黒字(P) (N)-(O) 赤字(Q)											
$\frac{(Q)}{(B)-(C)}$											
収益的収支比率($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82.4	82.4	85.7	88.9	90.0	(73.8) 90.3	(87.5) 84.4	(83.7) 78.8	(86.8) 78.1	(90.7) 73.5	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金の不足額(R)											
営業収益-受託工事収益(B)-(C)(S)	2	2	4	7	11	(12) 11	(12) 11	(16) 12	(17) 12	(17) 12	
資金不足比率 $((R)/(S) \times 100)$											

積立金現在高	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
企業債現在高	44	85	91	19	158	(234) 234	(229) 253	(222) 246	(215) 239	(206) 230
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	44	85	91	19	158	(234) 234	(229) 253	(222) 246	(215) 239	(206) 230
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度										
	平成14年度 (計画前年度) (決算見込)	平成15年度 (計画前年度) (決算見込)	平成16年度 (計画前年度) (決算見込)	平成17年度 (計画前年度) (決算見込)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的収支分	12	12	14	17	16	(22) 36	(23) 16	(20) 14	(29) 13	(20) 13	
うち基準内繰入金	1	1	1	2	2	(3) 2	(3) 2	(3) 2	(3) 2	(3) 2	
うち基準外繰入金	11	11	13	15	14	(19) 34	(20) 14	(17) 12	(26) 11	(17) 11	
うち料金収入に計上すべき繰入等											
うち赤字補てん的なもの	11	11	13	15	14	(19) 15	14 14	12 12	11 11	11 11	
資本的収支分	6	6	3	4	6	(20) 3	(38) 5	(7) 7	(8) 7	(11) 9	
うち基準内繰入金	1	1	1	1	2	(2) 1	(3) 2	(4) 2	(4) 2	(4) 3	
うち基準外繰入金	5	5	2	3	4	(18) 2	(35) 3	(3) 5	(4) 5	(7) 6	
うち赤字補てん的なもの	5	5	2	3	4	(18) 2	(35) 3	(3) 5	(3) 5	(7) 6	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率※	(%)	9.7	9.6	11.5	11.4	11.4	(32.1) 12.2	(27.0) 12.2	(35.6) 12.7	(31.2) 12.2	(36.1) 12.7	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	82.4	82.4	85.7	88.9	90.0	(73.8) 90.3	(87.5) 84.4	(83.7) 78.8	(86.8) 78.1	(82.2) 73.5	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	85.7	85.7	77.8	70.8	59.3	(61.3) 60.7	(65.7) 59.3	(57.1) 53.8	(82.9) 52.0	(57.1) 52.0
	うち基準内繰入金	(%)	7.1	7.1	5.6	8.3	7.4	(9.7) 7.1	(8.6) 7.4	(8.3) 7.7	(6.5) 8.0	(8.1) 8.0
	うち基準外繰入金	(%)	78.6	78.6	72.2	62.5	51.9	(61.3) 53.6	(57.1) 51.9	(47.2) 46.1	(56.5) 44.0	(45.9) 44.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	78.6	78.6	72.2	62.5	51.9	(61.3) 53.6	(0.0) 51.9	(0.0) 46.1	(0.0) 44.0	(0.0) 44.0
	資本的収入分	(%)	50.0	9.7	25.0	8.9	15.4	(28.6) 7.0	(79.2) 16.7	(100.0) 100.0	(100.0) 150.0	(100.0) 136.4
	うち基準内繰入金	(%)	8.3	1.6	8.3	2.2	5.1	(2.9) 2.3	(6.3) 6.7	(57.1) 28.6	(50.0) 28.6	(36.4) 33.3
	うち基準外繰入金	(%)	41.7	8.1	16.7	6.7	10.3	(25.7) 4.7	(6.3) 10.0	(57.1) 71.4	(50.0) 71.4	(36.4) 66.7
	うち赤字補てん的なもの	(%)	41.7	8.1	16.7	6.7	10.3	(25.7) 4.7	(6.3) 10.0	(57.1) 71.4	(50.0) 71.4	(36.4) 66.7

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	
2 他会計繰入金の見込み	維持管理コストの縮減に努め、一般会計からの繰入金を抑制する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20年度で現在実施している中山間地域総合整備事業が完了。その後の大規模投資は予定していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
3	その他(有収水量の増加)									(0)	(5)	(0)	(9)
	改善額									1	1	1	3
3	その他(加入金の増加)												
	改善額									(4)			
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)										(3)	(3)	
	職員数(人)	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	
	増/減数(人)										1	1	
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増/減												
	企業債現在高	44	85	91	179	158		234	229	227	215	206	
	増/減	1	41	6	88	79		234	25	246	239	230	
	計画前5年間改善額 合計							75	19	15	12	13	
	改善額 合計												3
	(参考) 補償金免除額												1

注1 「課題」欄については、「1 主要課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位統一、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
年間総有収水量 (千m ³)	154	156	165	211	229	244 238	227 246	212 253	239 259	233 264
公称施設能力 (m ³ /日)										
1日最大配水量 (m ³ /日)	511	513	527	713	820	870	920	940	940	940
最大稼働率 (%)										
供給単価 (円/m ³)	6.4	6.2	15.9	30.8	46.9	48.4 47.4	47.8 47.9	71.8 48.4	70.2 48.9	70.7 49.4
給水原価 (円/m ³)	109.2	104.6	126.2	130.4	132.5	150.7 134.6	177.3 136.7	201.1 138.8	224.5 140.9	195.8 142.9

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

八幡浜市にある水道事業等については、八幡浜市上下水道に全て統合するものとし、その統合年度は平成28年度とする。
平成24年度以降に上下水道との統合整備を予定している喜木津、広早、夢永、峰飲料水供給施設は、平成24年度に八幡浜市上下水道の変更認可を取得し統合することとしている。その他については、地元説明会を開き、地元住民の意向をふまえながら、統合スケジュール等を検討していく。